

軽症者特例について

難病

軽症者特例とは、指定難病の**診断基準を満たしているが**、特定医療費の支給認定の要件である**重症度分類等を満たさない**患者でも、**高額な医療費がかかっている場合には支給認定を受けることができる**制度です。

《指定難病の審査項目》

診断基準	指定難病に該当するか。
重症度分類	症状が「日常生活または社会生活に支障がある」程度に該当しているか。【原則直近6か月の最重症時】
軽症者特例	重症度を満たしていない「軽症者」でも、高額な医療費がかかっている人は特例的に承認になる。

診断基準 + 重症度分類を満たす ⇒ 一般承認

診断基準 + 軽症者特例を満たす ⇒ 軽症承認

※承認の種類がどちらであっても、助成内容に違いはありません！

軽症者特例（軽症高額該当）の基準は具体的に以下のとおりです。

- ① 申請した月以前の 12か月 において、
- ② 医療費総額（保険適用前の金額）が 33,330円 を越える月が、
- ③ 3か月以上 ある場合

裏面によくある問い合わせについて
Q/A形式でまとめました。
制度利用の際に御活用ください！



よくある問い合わせ

Q1 軽症高額と認められるケース及び認められないケースにはどのようなものがあるか？

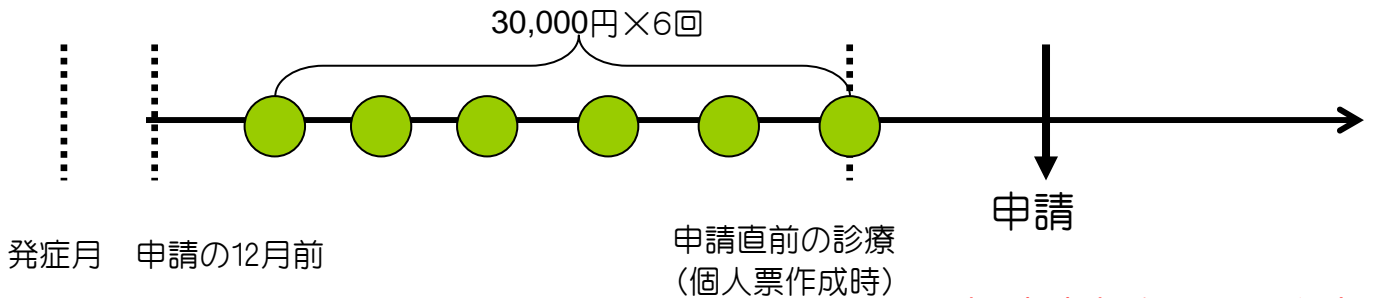
A1 医療費考慮期間(※)において、医療費総額が「33,330円」を超えた月が3月以上ある場合に認められます。以下の図の通り、年間の医療費総額が同じでも認められるケース又は認められないケースが出てきます。

※申請月から12月前の月、又は難病指定医が認めた発症月を比較していずれか後の月から申請月までの期間

<年間の医療費総額が180,000円の場合>

<パターン1>

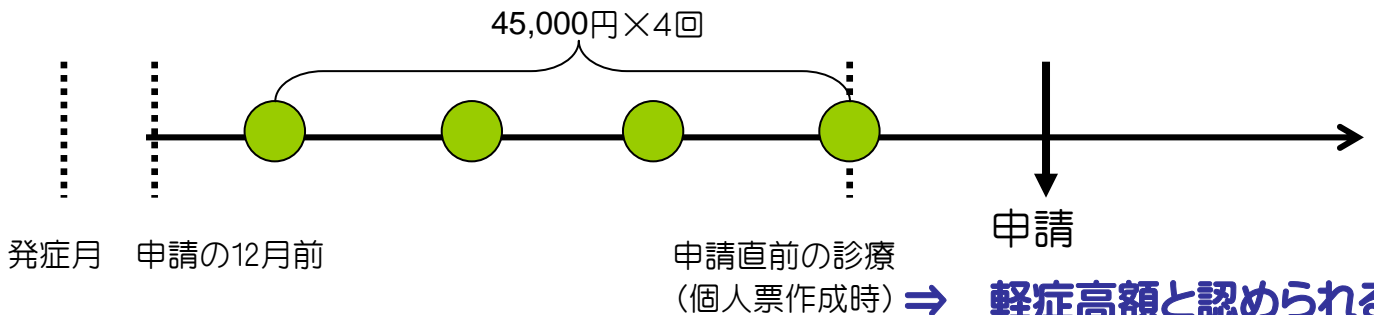
医療費総額が「33,330円」を超えた月が3月に満たないため認定されない



⇒ **軽症高額と認められない**

<パターン2>

医療費総額が「33,330円」を超えた月が3月以上のため認定される



⇒ **軽症高額と認められる**

Q2 通常の承認と軽症高額では受けられる助成の内容は異なるか？

A2 受けられる助成の内容は同じです。 申請を検討されている患者様には、軽症高額該当についての周知をお願いいたします。

Q3 保留通知書が届いたが、申請の途中で軽症高額申請は可能か？

A3 可能です。 なお、臨床調査個人票の提出は必要ありません。